

各国特許庁の特許情報整備状況

—JIPA 情報検索委員会における取り組み—

The situation of patent information offered by Patent Offices

一般社団法人日本知的財産協会 情報検索委員会委員長 **小畑 浩**

PROFILE

サントリー（現サントリーホールディングス）入社後、知的財産部にて特許出願、開発者による特許調査教育などを担当。2011年から当委員会に所属、2013年より現職。

1 はじめに

近年、日本企業の活動領域は急速にグローバル化しつつあり、事業実施国におけるクリアランス、M&Aにおけるデューデリジェンスなどの場面で正確な海外特許情報入手の必要に迫られる機会が増えている。先進諸国においては日米欧三極の協調などにより特許情報の整備が進んでいるため、一般の商用データベースでかなり正確な情報を入手することができる。そのような中でも、近年米国特許商標庁がCPC（Cooperative Patent Classification）を導入したことによって欧米における特許調査環境が大きく変化しつつある。一方、BRICs、ASEAN 諸国などでは様々な問題から特許情報の入手そのものが困難、つまり、商用データベースはもちろん、各国特許庁の Web サイトでも正確な情報を得ることができない場合がある。

日本知的財産協会（JIPA）情報検索委員会はこのような状況に大きな問題意識を持ち続け、具体的な事実（データベース収録情報の解析など）をもとに各国特許庁に要望・提言を続けてきた。本稿では、昨年度当委員会が行った提言活動とその基礎となるワーキング活動について紹介したい。なお、本稿に記載した意見はあくまでも個人の意見であり、JIPA 情報検索委員会の意見を代表する意見ではないことについてご留意いただきたい。

2 CPC (Cooperative Patent Classification)¹⁾

2.1 これまでの動き

2009年から日米欧中韓の特許庁（5極）が協力してIPC（国際特許分類）の細分化を進めるプロジェクト（CHC；Common Hybrid Classification）が進められてきた。本プロジェクトは日米欧特許庁（3極）の特許分類をIPCに取り込むことによってIPCを細分化しようとするものであった。例えば、日本の特許分類であるFI（File Index）はIPCをベースにしているが、日本で出願の多い分野については分冊識別番号の付与などによりIPCよりも細かく分類されているため、これをIPCに取り込むことによりIPCがより充実したものになると考えられた。しかしながら、欧州特許庁（EPO）と米国特許商標庁（USPTO）はCHCプロジェクトとは別に欧州特許分類（ECLA）をベースとした新しい特許分類、CPCを作成し、両庁はECLA、USPCの代わりに公報にCPCを付与することになった（2013年1月発効）。日本国特許庁（JPO）は日本公報にCPCを付与せず、従来通りFIを付与する方針である（2014年8月現在）。実務上の影響として欧米のCPC導入により、これまでECLA、USPC（米国特許分類）を用いて作成していた検索式をCPCに変換する作業が発生している（例えば検索式登録により定期的に検索していた場合、すべての検索式を変換する必要がある）。情報検索委員会では日本企業にとって重要な分野における欧米出願などが効率的に検索できることを期待し、CPCへのFI取り込みをEPOに要望し続けている。2014

年4月にヨーロッパの特許ユーザー団体との意見交換を行った²⁾ところ、FIの利便性について共感を得るなど、一定の進展は見られた。本件に関してはJPOの協力が欠かせないことは明らかであり、CPCへのFI取り込みによる日本ユーザーのメリット訴求と、取り込みに関して日本ユーザーの意見が十分に反映されるよう活動を継続していく予定である。

2.2 特許分類の比較

さて、ここでCPC発効前後における各特許分類の比較データを示す(表1、2)。

表に示す通りCPC発効後はCPCの分類数が最多となっており、数だけを見ると最も優れているように思えてしまうが、日本のユーザーにとって必要な分類は細分化されていないのが現状である。数と質の問題、FI取り込みによる欧米ユーザーのメリットについて説得力のある説明が必要とされる。

2.3 CPCの活用方法

CPC発効により得られるメリットを享受しない手はない。これまで慣れ親しんだIPCやFIに対応するCPCを選択するにはどうすればよいのだろうか？ JPOの特許庁検索ポータルでは分類対象ツールが提供されており、IPCおよびFIからCPCを参照することができる(http://www.jpo.go.jp/cgi/cgi-bin/search-portal/narabe_tool/narabe.cgi)。これまで検索で使用していたIPCやFIをCPCに変換する場合は非常に便利である(図1)。

単にFIをCPCに変換するだけでなく、CPCの特徴の一つであるCPC2000シリーズ、Yセクションも大いに活用していただきたい。情報検索委員会ではこれらの活用方法について検証し、例えば次のような分野については効率的な検索ができることを確認した。

[CPC2000 シリーズ]

①ポリオレフィン樹脂の積層体

表1 特許分類の比較 (CPC発効以前)

分類	管轄	分類数	フォーマット	カバー範囲
IPC	WIPO	70,000	アルファベット + 数字	全世界の特許文献の大部分
ECLA	EPO	140,000	IPCに準拠	EP特許ほか
USPC	USPTO	167,000	数字	米国公報
FI	JPO	187,000	IPCに準拠	日本公報

表2 特許分類の比較 (CPC発効後)

分類	管轄	分類数	フォーマット	カバー範囲
IPC	WIPO	70,000	アルファベット + 数字	全世界の特許文献の大部分
CPC	EPO/USPTO	250,000	IPCに準拠	EP公報、US公報ほか
FI	JPO	187,000	IPCに準拠	日本公報

図1 分類対象ツール

★ 分類対照ツール ★

concordance ver. [三機庁内分類対応関係参照ツール](#) [検索ポータルトップへ戻る](#) [本ツールの使用データのダウンロード](#)

IPC 入力例: G06F3 or G06F3/ or G06F3/00 or G06F3/02 etc... [使用方法](#)

IPCタイトル: 日 英 両方 非表示 記号のみ
 FIタイトル: 日 英 両方 非表示
 ECLAタイトル: 英 日 両方 非表示
 I00タイトル: 英 日 両方 非表示
 CPCタイトル: 英 日 両方 非表示 [CPCにないIPC](#)

IPCレベルのみ表示: オフ オン
 対応IPC subgroupのないFI: 表示 非表示
 FIドット表示パターン: pattern1 pattern2
 IPC文献数表示: オン オフ
 FI文献数表示: オン オフ
 CPC文献数表示: オン オフ



- ②側面衝突時の頭部保護具
- ③ボンディングワイヤの構造
- ④タイヤ補強用スチールコードの撚り線、断面形状
- ⑤液晶分子の構造
- ⑥有機EL用低分子化合物

[Y セクション]

- ⑦薬効に関する分類
- ⑧IH クッキングヒーター

CPC2000 シリーズや Y セクションには IPC に存在しない分類も多く、活用の機会は多そうである。また、これら分類の中には F タームと相似した構造になっているものもあった。詳細についての説明は割愛するが、JIPA 研修などで紹介しているので資料をご参考いただきたい (JIPA 会員企業のみ受講可能)。

2.4 その他

CPC の活用に当たっては注意すべき点もある。例えば付与までのタイムラグの問題である。情報検索委員会で検証した結果、EP 公報に関しては公報発行後すぐに付与データが収録されるため、商用 DB での収録率は 1 週間後に 99% 以上になることが分かった。しかしながら、US 公開公報に関しては公報発行後 1 ~ 2 週間で CPC 付与データが収録され、商用 DB で 99% 以上の収録率になるまでに 45 ~ 60 日を要することが明

らかとなった。また、US 登録公報に関して DB によって収録スキームに差があり、発行から 10 日前後は DB によって付与 CPC のデータが大きく異なることも明らかとなった。クリアランス調査の際にはタイムラグを考慮する必要がある。

EPO と USPTO の協力によって始まった CPC ではあるが、中国特許庁、韓国特許庁およびロシア特許庁が導入に向けて動いているという情報がある。5 極中 4 極が CPC を採用するとなると、CPC が共通分類のデファクトスタンダードとなってしまう。今後、CPC が日本企業にとって使い勝手の良い形で改訂されること、日本公報にも CPC が付与されることを期待している。

3 海外特許の調査 (検索及びリーガルステータスの確認)

3.1 新興国特許庁 Web サイトで得られる情報³⁾

新興国の特許庁はどのような統計情報を公開しているのであろうか? BRICs、ASEAN 諸国をはじめとする新興国の特許庁 Web サイトで公開されている情報についてまとめた (表 3)。

BRICs 諸国は出願人の内外内訳や、出願年ごとの IPC を公開していないことが分かる。また、ロシア、インドネシアについては上記項目のいずれも情報入手できなかった。

表 3 新興国特許庁 Web サイト情報公開星取表

	件数 / 出願年	件数 / 公開年	件数 / 登録年	内外出願人	出願年 × IPC
ブラジル	○	×	×	×	×
ロシア	×	×	×	×	×
インド	○	○	○	×	×
中国	○	○	×	×	×
南アフリカ	○	×	○	×	×
ベトナム	○	○	○	○	○
タイ	○	○	○	×	○
シンガポール	○	×	○	○	×
フィリピン	○	×	×	×	×
マレーシア	○	○	○	×	○
インドネシア	×	×	×	×	×
韓国	○	○	○	×	○
台湾	○	○	○	○	○
オーストラリア	○	○	○	×	○

3.2 新興国特許庁検索サイトの検索項目³⁾

新興国の特許庁検索サイトで特許検索を行う際に使用できる項目などについて情報検索委員会で検証し、まとめた。フィリピン特許庁は日付検索や番号検索の機能が弱いことが分かる。特に出願日で検索できないのはクリアランス調査には致命的である。同じくクリアランス調査には請求項での検索も必須であるが、ASEAN 諸国の中で請求項検索できるのはタイ特許庁のみである。先進国の特許庁検索サイトでもこれらの機能が全て有効なわけではないが、検証した新興国では機能の多くに改善が望まれる。とはいえ、特許検索だけ機能が向上したとしても、現地における法制度が整備されていなければ意味がないことは言うまでもない（表 4）。

3.3 各国特許庁検索サイトの使用マニュアル³⁾

前記一覧表を作成するにあたっては、そもそも各国特許庁の検索サイトが使用できなければならない。特にインターネットが現地語のみの場合は検索操作そのもの

に大きな障壁があるため、情報検索委員会では会員企業に活用してもらう目的で定期的にマニュアルを更新している。昨年度は上記星取表の 14 カ国についてバージョンアップを行ったので、一例として中国、ブラジルのマニュアルの一部を掲載する（図 2）。

3.4 リーガルステータス収録状況一覧⁴⁾

表 5 は新興国の特許庁 Web サイトでリーガルステータス関連情報が入手できるかどうかについてまとめたものである。クリアランス調査においては生死情報閲覧の可否が重要であるが、閲覧可能であったとしても、例えば、復活した権利の生死情報が正しく表示されているかどうかの検証が今後必要であると思われる。

なお、INPADOC には各国特許に関する法的状況が収録されているが、例えば、韓国の法的状況は収録されていない、米国・台湾は出願から登録までの審査に関する情報が収録されていない、WO・EP は各国移行後のデータが多く複雑等の問題があるため、各国特許庁での

表 4 新興国特許庁検索サイト検索機能星取表

検討項目		ブラジル	ロシア	インド	中国	南アフリカ	ベトナム	タイ	シンガポール	フィリピン	マレーシア	インドネシア	韓国	台湾	オーストラリア
日付検索	出願日	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	公開日	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○
	登録日	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	優先権主張日	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	範囲指定	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○
番号検索	出願番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公開番号	×	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	登録番号	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○
	優先権番号	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
キーワード検索	発明の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	要約	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	請求項	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○
	全文	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○
IPC	IPC 検索	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スペース有無	○	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×
	スラッシュ有無	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
その他	コマンド検索	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
	公報種別指定	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○	○
	代理人検索	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	出願人等国籍	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	×



確認が必要である。

リーガルステータスに関する閲覧マニュアルを作成するため各国特許庁の閲覧サイトを確認し、ブラジル、カナダ、ロシア、タイ、インド、マレーシア、中国、オー

ストラリア、韓国、インドネシア、台湾、フィリピン、ドイツ、ベトナム、シンガポールについてマニュアルを作成したので一部掲載する（図3）。

2. 中国特許庁ホームページの構成

中国特許庁（国家知識産権局）のホームページのURLは以下のとおりである。

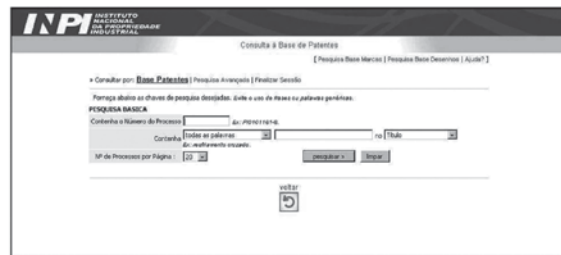
URL <http://www.sipo.gov.cn/>

上記URLにアクセスすると以下のトップ画面が表示されるので「旧版入口」を選択し検索へ進む。



〈中国特許庁トップ画面(簡易検索)〉

ブラジル



〈図5〉簡易検索入力画面

- ・公開番号と書誌（名称、要約、出願人、発明者）で検索ができる。
出願番号: Contenha o Número do Processo
書誌事項: Contenha (ブルダウンで項目指定)
- ・表示件数を20~100件まで指定できる。
(No de Processos por Página のブルダウンで指定)

図2 中国・ブラジル特許検索マニュアル（一部）

表5 新興国特許庁リーガルステータス収録情報星取表

	英語版	審査経過	審判経過	年金情報	生死情報
中国	○	○	○	○	○
韓国	○	○	○	○	○
台湾	○	○	○	○	○
インド	○	○	○	○	×
ドイツ	○	○	○	○	○
カナダ	○	○	×	○	○
オーストラリア	○	○	○	○	○
ロシア	○	×	×	×	○
ブラジル	×	○	×	○	×
シンガポール	○	○	×	○	×
マレーシア	○	△	×	×	○
フィリピン	○	△	×	×	×
タイ	○	△	×	△	×
ベトナム	○	○	○	×	○
インドネシア	×	△	×	×	×

4 ASEAN（シンガポール、インドネシア、タイ）における状況

JIPA では 2013 年にシンガポール、インドネシア、タイの特許庁に訪問団を派遣し、現在の特許情報収録状況などの問題点について説明するとともに改善を要望した。その際の意見交換において得られた情報について簡単にご紹介する。

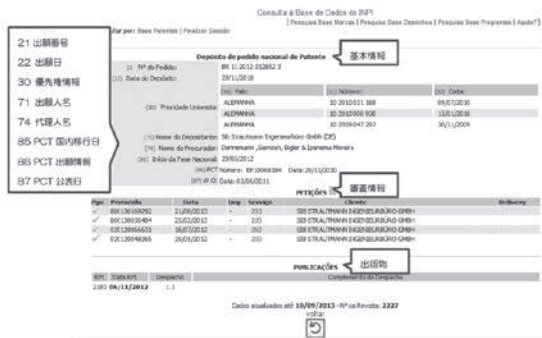


図7 検索結果詳細表示画面（PCT 出願）

4.1 インドネシア特許庁

・特許情報をデジタルデータとして公開した場合、紙

②審判経過

<http://www.sipo-reexam.gov.cn/>から検索可能

(1) 検索サイトへの移動



(2) 検索式の入力



図3 ロシア・中国リーガルステータス閲覧マニュアル（一部）

S00199200079 - PENGGUNAAN PUMIS SEBAGAI BAHAN BAKU PEMBUATAN KERAMIK	
Jenis Paten	Paten Sederhana
Nomor Permohonan	S00199200079
Nomor Pengumuman	ID000002
Nomor Paten	2
IPC	- C 07 C 237/00
Tanggal Penerimaan	30 Jul 1992
Prioritas	
Status	(PA) Berakhir Masa Perlindungan
Tanggal Pengumuman	22 Feb 1993
Tanggal Pemberian	22 Feb 1993
Tanggal Kepemilikan	22 Feb 1993
Tanggal Kedeluarsa	22 Feb 2003
Nama Pemilik	- SOEHARTO JENDERAL TNI AD (PURKAWIRAWAN) (ID)
Nama Inventor	- Soeharto (ID)
Nama Konsultan	Y.T. WIDJOJO, IR
Alamat Konsultan	WIDJOJO (DEI TAT HWAY) CS, Wisma Kemang Lantai 5, Jl Kemang Selatan No. 1, Jakarta 12560 (ID)
Judul	PENGGUNAAN PUMIS SEBAGAI BAHAN BAKU PEMBUATAN KERAMIK
Abstrak	Penggunaan pumis dan tanah liat sebagai bahan baku keramik, dimana pumis tersebut dipergunakan sebagai pengganti pasir kwarsa dengan perbandingan berat isarah liat antara 80%-90%; pumis antara 10%-20% dan bahan tambahan water gesek sekitar 0,001% dan lebih disukai untuk perbandingan tersebut 85%-15%; 0,001% dari bahan baku secara berturut-turut.
Klaim	1
Gambar	NO IMAGE AVAILABLE

Kembali

図4 スハルト元大統領の出願

書類の記載内容と照合する仕組みがないためデータの正統性を証明できない。電子出願が推進されればデジタルデータでの公開も推進されると思われる。

- ・ A 公報と B 公報と一緒に掲載しているが、各公報は管轄部署が異なる。特許の請求項は PDF データでしか収録していないためキーワード検索できない。
- ・ インドネシア特許庁としては特許情報を EPO に提供していると認識しているが、DOCDB には収録されていない。
- ・ 英語版の Web サイトを作成する計画はない。外国からの出願に関しては英語の要約が閲覧可能なものもあるが、基本的にインドネシア語が優先であり、すべての出願に対して英語の要約を準備するという考えはない。また、インドネシアの特許法では全文を公開することは義務付けられていないため、公報公開は要約までが公開されている。
- ・ スハルト元大統領は特許を出願している。(図 4)

4.2 シンガポール特許庁

- ・ e-Patent (運用開始 2002 ～)、e-Trademark (運用開始 2003 ～)、e-Design (運用開始 2005 ～) の三つのシステムで情報公開してきたが、これらのシステムを一つに統合した新しいシステム”

IP2SG” の構築を進めている (すでに公開済み、図 5)。

- ・ 特許の法的状況情報 (Status) は公開しているが、審査過程の庁書類などを公開する予定はない。
- ・ e-Filing システムを採用しており、利用率は 98% 程度ある。” IP2SG” では 100%e-Filing を目指している。
- ・ 請求項は公報情報中の Specification (明細書に相当する部分) に含まれている。請求項のみを対象にした検索はできない。また、登録後は登録クレームが収録されている。公開特許と登録特許が一緒に収録されているため、分けて検索することはできない。
- ・ 出願人検索を行った場合、公開前の案件でも発明の名称のみ表示される場合がある。(現地法律事務所 で入手した情報)

4.3 タイ特許庁

- ・ 特許情報の公開については法律による制約がある。特許情報システム高度化の計画は年内をめどに進めており、この新システムでは経過状況が分かるようにする計画である (インターフェイスアップデート済み)。新システムの開発はタイ特許庁独自で行っている。
- ・ 出願特許情報の公開を無料にするためには法律 (省

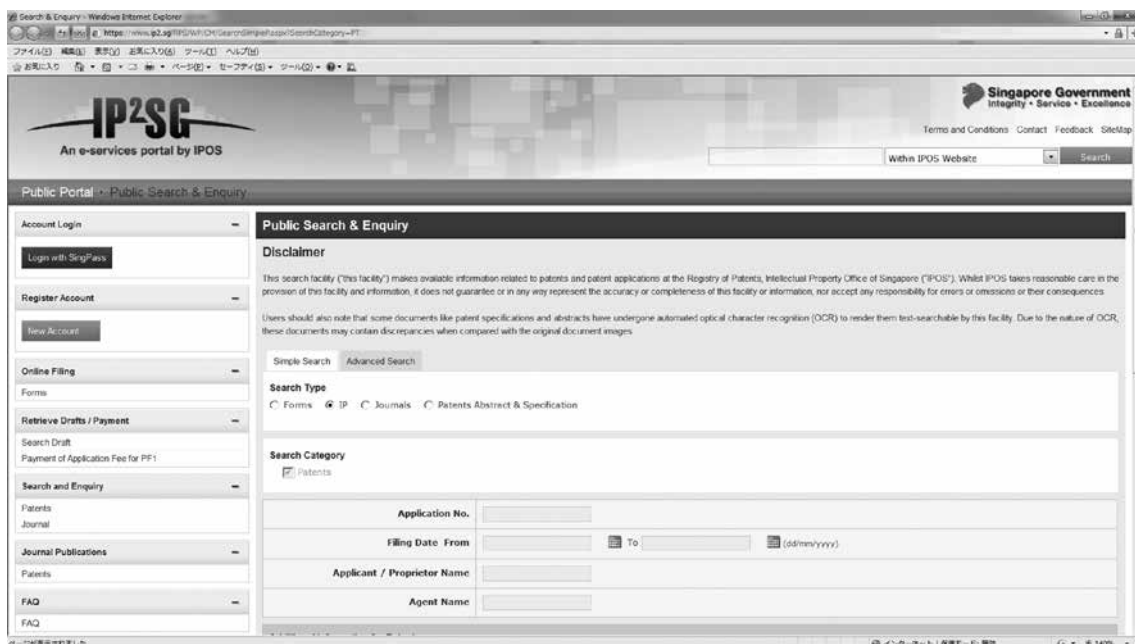


図 5 シンガポールの新しい検索システム IP2SG

令)の改正が必要のため、すぐに全面公開することは難しい。

- ・タイ特許庁データベースでは特許検索時に意匠出願も同時にヒットする。担当部署は分けているが、タイの法律では特許の中に意匠が含まれている。(2014年8月現在では特許、小特許、意匠ごとに検索できる。図5参照。)
- ・以前 EPO-ASEAN 間の EECAP1 プログラムにて言語翻訳 PJ を実施し、その中でサンプルデータとして公報の英語翻訳を行ったものが特許庁データベースに収録されている。現在はこのプログラムは終了しているため、英語での収録は行っていない。新しいシステムでは機械翻訳を導入する(図6)。

5 おわりに

JIPA 情報検索委員会では日本ユーザーの利便性向上を意識して特許情報の整備状況について検証しているが、各国特許庁に要望する場合、日本ユーザーのメリットのみを主張しても聞き入れられる可能性は低い。そのため、当該国のユーザーにとってのメリットについても考えを巡らせるのであるが、実際問題として JIPA に相当するユーザー団体が存在する新興国はほぼ無いため

ユーザーレベルでの意見交換が困難である。結局、当該国の経済的メリット(海外企業が安心して進出できるなど)をメインに主張せざるを得ないが、特許法や訴訟システムが正常に機能していることが前提として必要である。そのため情報検索委員会では特許検索の技術的な問題だけにフォーカスするのではなく、新興国における特許権の活用(特許検索、特許出願への適切なリソース配分も含む)などについても検討している。本稿で紹介した内容は情報検索委員会のワーキング活動で得られた成果のごく一部であり、それ以外の成果については JIPA 知財管理誌⁵⁾を参照していただきたい。

- 1) 「欧米共通特許分類 CPC の実態および調査実務における留意点」 一般社団法人日本知的財産協会 資料第 442 号 2014 年 9 月発行
- 2) http://www.jipa.or.jp/katsudou/kokusai_katsudou/140417_epo.htm
- 3) 「各国特許庁サービス比較 VIII」 一般社団法人日本知的財産協会 資料第 439 号 2014 年 7 月発行
- 4) 「リーガルステータス情報の収集法と活用手法」 一般社団法人日本知的財産協会 資料第 435 号 2014 年 7 月発行
- 5) <http://www.jipa.or.jp/kikansi/chizaikanri/index.html>

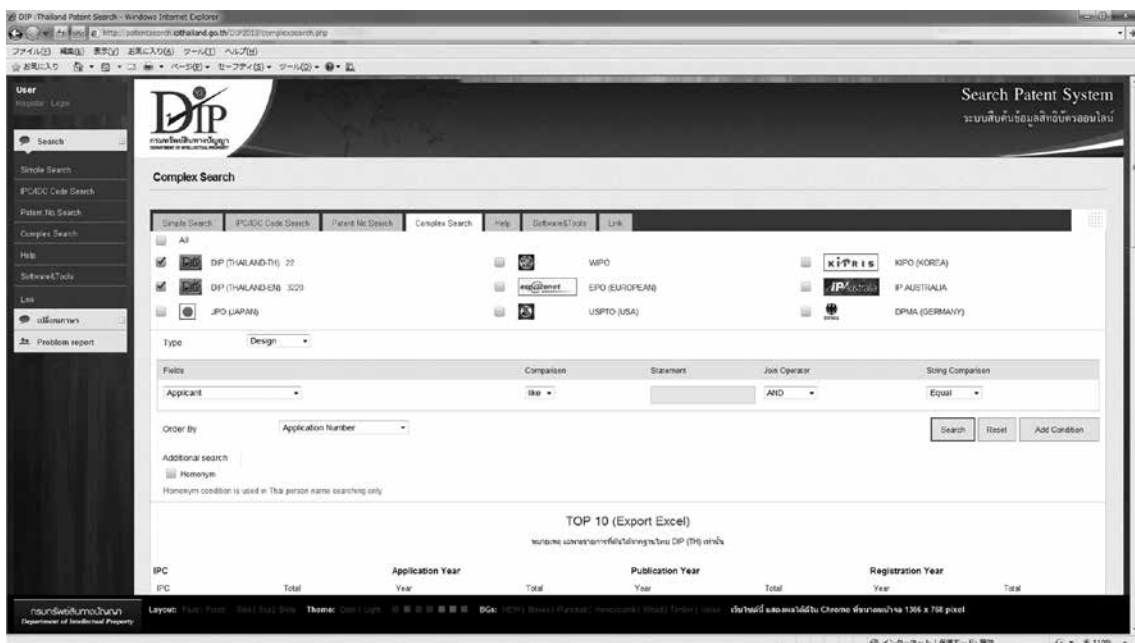


図6 タイの検索システム